

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「第7条第7項」を「同条第7項」に改める。

第10条第3項ただし書中「第1項第2号」を「同号」に、「雇用保険法」を「同法」に改め、同条第4項中「申込」を「申込み」に改め、同条第5項及び第7項中「、第2号」を「、同号」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

附則第3項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第8項中「（昭和26年条例第5号）」を削る。

附則中第17項を第19項とし、第16項を第18項とし、第15項を第17項とする。

附則第14項中「第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項」を「同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第13項中「の改定」の次に「（次項において「給料月額7割措置」という。）」を加え、同項を附則第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 当分の間、給料月額7割措置の適用を受けた者の給料月額が当該給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において「7割措置減額

日」という。)の前日までに第5条の2第1項の理由により減額されたことがある場合であって、当該減額日の前日におけるその者の給料月額(減額日が2以上ある場合は、各給料月額のうち最も多いもの。以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。)が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額(以下この項において「7割措置前給料月額」という。)よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る減額日(当該減額日が2以上ある場合は、そのうち最も遅い日)の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条まで並びに附則第10項から前項まで及び次項から附則第19項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条まで並びに附則第10項から前項まで及び次項から附則第19項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条まで並びに附則第10項から前項まで及び次項から附則第19項までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 第1号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合及び前号に掲げる額の7割措置前給料月額に対する割合を合計した割合

附則中第12項を第13項とする。

附則第11項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第12項

とする。

附則第10項の前の見出しを削り、同項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項の次に次の見出し及び1項を加える。

(令和5年4月1日以後に退職する者に関する経過措置)

10 当分の間、第3条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であって年齢60年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額については、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(提出理由)

60歳到達日以後に退職する者の退職手当の基本額の算定方法の見直しを行う等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。